

当座キャッシュカード規定

当座キャッシュカード（以下「カード」といいます。）を利用する場合は「にしんキャッシュカード規定」（以下「カード規定」といいます。）によるほか、次により取扱います。

1. カードは預金機を使用して当座預金に預入れる場合（当座貸越金の返済を含みます。以下同じ。）、および支払機を使用して当座勘定から預金を払戻す場合（当座貸越金を借り入れる場合を含みます。以下同じ。）、ならびに振込機で振込・振替を行う場合に利用することができます。なお、カードは当金庫の本支店でのみ使用できます。
2. 法人のお客様については
 - (1) カードはお届けの代表者および代理人（1名に限ります）が使用し、カード及びカードで使用する暗証番号は、カード使用者が責任をもって管理してください。
 - (2) カードが偽造または変造により不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、当金庫および支払提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しがカードおよび暗証番号の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合の当金庫の責任については、このかぎりではありません。
 - (3) カードが盗難されたことにより不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、当金庫および支払提携先は責任を負いません。
 - (4) 代理人を変更する場合、または社名（団体名）を変更する場合は、当金庫所定の手続きによりカードを再発行します。変更前のカードは当店に返却してください。
3. カード規定のうち当座勘定に関係する項目に記載の「払戻請求書」は「当座小切手」と読み替えてください。
4. 同一日に支払機による預金の払戻しと、数通の小切手、手形等の支払をする場合に、その総額が当座勘定の支払資金を超えるとときは、そのいずれかを支払うかは当金庫の任意とします。
5. この規定に定めない事項については、当座勘定規定および当座勘定貸越約定書により取扱います。
6. 既定の変更等
 - (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
 - (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上